

定時決定における 健康保険料 の決定について

健康保険料はどのように決まるの？

$$\text{標準報酬月額} \times \text{保険料率 (現在は9.8\%)} = \text{毎月の健康保険料}$$

※標準報酬月額とは、会社から支払われる給与の総支給額(報酬月額)を一定の範囲の50等級に区分したものの。

報酬月額の対象となるものは？

基本給や住宅手当、残業手当、通勤手当など名称にかかわらず、労働の対価として支払われるすべてのものを含まれます。

標準報酬月額はどのように決まるの？

定時決定で決まる場合

毎年、4・5・6月(3ヵ月間)に支給された給与の平均金額をもとに決められ、9月から翌年8月まで使われます。

4・5・6月に支払われた給与の平均額が310,000円の場合

310,000円→(報酬月額)23等級 320,000円

320,000円×9.8%(保険料率)=31,360円/月(健康保険料)

健康保険料は事業主と被保険者で折半となりますので、**15,680円/月**がそれぞれの負担額となります。

4月		5月		6月	
残業手当 21,000円	残業手当 30,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円
通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円
基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円
314,000円	323,000円	293,000円	293,000円	293,000円	293,000円
3ヵ月の平均額 310,000円					

報酬月額(単位:円)		標準報酬月額(単位:円)	
以上	未満	等級	月額
~63,000		1	58,000
}		}	}
290,000~310,000		22	300,000
310,000~330,000		23	320,000
}		}	}
1,355,000~		50	1,390,000



●**随時改定で決まる場合**…昇級などで給与が大幅に変動し、実態に合わなくなった場合は、定時決定を待たずに決め直されます。